法規的告示

○厚生労働省告示第百十二号

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十一号）第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき、令和七年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額を次のように定める。

令和八年三月二十六日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

令和七年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額

令和七年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下「省令」という。）第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率又は額とする。

区分	率又は額
省令第四条第二項の厚生労働大臣が定める普通調整係数	○・九五七九二二〇六五一九
省令第四条第四項の厚生労働大臣が定める補正係数	一・〇二八七二一一三三八一
省令第五条第四項の厚生労働大臣が定める一人平均所得額	五十七万九千五百七十三円

○農林水産省告示第四百二十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年三月二十六日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第四百二十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二条第六項及び第七項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月二十六日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する告示

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年農林水産省告示第二千二百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第二 一～七　（略） 八　内臓機能検査用器具のうち、次に掲げるもの 1・2　（略） 3　その他の内臓機能検査用器具（別表第三第十六号1から5までに掲げるものを除く。） 九～二十　（略） 別表第三 一～十五　（略） 十六　内臓機能検査用器具のうち、次に掲げるもの 1～3　（略） 4　脳波計 5　（略） 十七～八十九　（略）	別表第二 一～七　（略） 八　内臓機能検査用器具のうち、次に掲げるもの 1・2　（略） 3　その他の内臓機能検査用器具（別表第三第十六号1から4までに掲げるものを除く。） 九～二十　（略） 別表第三 一～十五　（略） 十六　内臓機能検査用器具のうち、次に掲げるもの 1～3　（略） （新設） 4　（略） 十七～八十九　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○総務省告示第百三号

eシールに係る認証業務の認定に関する規程（令和七年総務省告示第百十三号）第十二条第一項に規定する指定調査機関を指定したので、同規程第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月二十六日　　総務大臣　林　芳正

一　指定調査機関の名称　一般財団法人日本データ通信協会

二　指定調査機関の住所　東京都豊島区巣鴨二丁目十一番一号

三　調査等及び確認の業務を行う事務所の所在地　東京都豊島区巣鴨二丁目十一番一号

四　指定調査機関が行う調査等及び確認の範囲　eシールに係る認証業務の認定に関する規程第十二条第一項に規定する調査等及び確認

五　指定の年月日　令和八年三月十三日

○総務省告示第百四号

eシールに係る認証業務の認定に関する規程（令和七年総務省告示第百十三号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この告示を定める。

令和八年三月二十六日　　総務大臣　林　芳正

eシールに係る認証業務の認定に関する規程附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和八年三月三十日とする。